

## 「遺贈」・「相続された財産からのご寄付」 をお考えの方へ

# 支援者のみなさまへ



平素より、国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ(HRN)の活動に  
温かいご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

HRNの活動は、皆様からの貴重なご寄附によって支えられております。  
2014年3月より「認定NPO法人」を取得し、ご寄付の際に寄付控除が得られるようになりました。  
かねてより、遺贈のご寄付を検討されているというお問い合わせをいただいておりますので  
以下に、その方法の案内をさせていただきます。

世界を見渡せば、今もなお、人権侵害に苦しむ人々が後を絶ちません。  
HRNはこれからも、声を上げられない人々に寄り添う形で活動を続けてまいります。  
引き続きのご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

認定NPO法人 ヒューマンライツ・ナウ  
スタッフ一同



写真 HRN:2009年インド調査より

# 遺贈による寄付をお考えの方へ



## 「遺贈」とは・・・

遺言によって、ご自身の財産を特定の人や団体に与えることをいいます。

ヒューマンライツ・ナウへ「遺贈」していただいた財産は、

- 相続税の課税対象となりません。
- 世界の人々のかけがえのない人権を守るために使わせていただきます。

1) まずは専門家にご相談を ⇒p5

2) 遺言書の作成 ⇒p4

3) 遺言書の保管・管理

ご逝去

4) 遺言の執行

ヒューマンライツ・ナウ  
への寄付

遺言の内容に従って

相続人等への  
遺産配分

# 遺贈による寄付をお考えの方へ



## 遺言書 作成 について

- 一般的によくつかわれる作成方法は、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の二つです。
- 「自筆証書遺言」は、自分で作成しますので費用がかからず手軽に作成できますが、形式の不備による無効や紛失などによって故人の意志通りとならない場合があります。
  - 「公正証書遺言」は、公証人により作成されますので、形式の不備による無効や紛失・偽造のリスクがなく、ご意志に沿った相続・遺贈を実現できる方法といえます。

確実に遺言内容を実現するための手段として、「公正証書遺言」をお勧めします。

### ★公正証書遺言の場合

- 1)ご自身が公証役場にて2名以上の証人の立会いのもと公証人に遺言内容を口述します。
- 2)公証人が遺言の内容を筆記し、本人、証人、公証人が署名・捺印します。

※原本は公証役場が保管します

※手数料がかかります

※最寄りの役場は日本公証人連合会に  
お問い合わせください

### ★遺留分について

ご自分の財産は、原則として、遺言によって自由に相続分の指定をしたり、遺贈をすることができます。しかし、兄弟姉妹以外の相続人が存在する場合には、財産の一定の部分については遺留分として相続人に留保されます。その部分についてはHRNにご遺贈いただいたとしても効力が認められなくなる可能性がありますので、あらかじめご確認ください。

# 遺贈による寄付をお考えの方へ



専門家へのご相談が安心です

遺贈内容の検討や作成にあたっては、信頼できる専門家

・弁護士・税理士・信託銀行

などにご相談されることをおすすめいたします。

## 《遺言書作成に関する機関一覧》

日本公証人連合会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-4-2

大同生命霞が関ビル5階

TEL: 03-3502-8050 FAX: 03-3508-4071

<http://www.koshonin.gr.jp/index2.html>

日本弁護士連合会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL: 03-3580-9841(代) FAX: 03-3580-2866

<http://www.nichibenren.or.jp/>

日本司法書士連合会

〒1600003

東京都新宿区本塩町9-3

TEL: 03-3359-4171(代) FAX: 03-3559-4175

<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>



このページを、公証人や弁護士など

専門家の方へお見せ下さい



HRNへの遺贈にご協力いただき、心より感謝申し上げます。  
ご依頼者がHRNへの遺贈を含む遺言書を作成される場合は、  
以下の事項についてご留意くださいますようお願い申し上げます。

1. 遺贈先となる団体 ヒューマンライツ・ナウの名称及び住所

名称 : 特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

理事長 : 阿部浩己

住所 : 東京都台東区上野5-3-4クリエイティブOne秋葉原ビル7F

2. 遺言者は、遺言者の有する財産を、遺言執行者により換価させたくて、  
特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ に遺贈する旨明記してください。  
また、遺言執行者が換価困難な財産は無償で処分できる権限を明記してください。

# 相続された財産からの寄付をお考えの方へ



## ◆ご寄付から相続税の申告まで

ご逝去

遺贈により取得された相続財産を  
ご遺族からHRNへ寄付

- ・お差し支えない範囲で、個人様のご意志、またはご遺族の方による同意などご寄付の経緯について書面にてお知らせください。  
遺言書のコピー、またはご遺族の方や遺言執行者によるご説明文でも結構です。

領収書の送付

- ・HRNから、東京都の認定番号が印刷された領収書をお送りします。
- ・ご入金の確認から、領収書のお届けまでに1～2週間かかります。

相続税の申告

- ・相続開始から10か月以内に、相続税の申告手続きを行ってください。
- ・申告時には、HRNから発行した領収書を添付してください。

相続された財産をHRNへご寄付される場合は

- 相続税の課税対象となりません。  
(申告期限内に寄付をし、申告を終えた場合)
- 相続開始を知った日から10か月以内に、HRNからの領収書を添付の上申告を行っていただく必要があります。  
ご入金の確認後、領収書のお届けまでにお時間を要する場合がございますので、余裕をもってお手続きくださいませ。



# 香典返しに代えての寄付をお考えの方へ



ご葬儀へ寄せられたお香典や供花代へのお返しを、HRNへのご寄付に代えて国際人権活動に役立てることができます。  
ご希望により、HRNより会葬者の方々へのお礼状をご用意いたします。  
ご遺族から出されるご挨拶状に同封してお使いください。

## ◆お礼状サンプル ⇒

- 故人様のお名前をお入れいたします。
- A4サイズ
- 文面の変更も承ります。
- ご希望の枚数をご用意ください。

